

おかやま森づくり県民税の継続について

岡山県では、すべての県民が恩恵を受けている森林を保全するための財源として、平成16年度に「おかやま森づくり県民税」を導入し、5年間にわたり、県民の皆様にも薄く広くご負担をお願いしてまいりましたが、引き続き森林の保全に取り組む必要があるため、課税期間を平成21年度から5年間延長いたしました。

税率はこれまでと同様に、個人は年額500円、法人は均等割額の5%に相当する額を県民税に上乗せするかたちでご負担をお願いします。

税収は、①森林の持つ公益的機能を高める森づくり、②担い手の確保と木材の利用促進、③森林・林業情報の提供と森づくり活動の推進を柱とした森林保全施策に限定して活用するとともに、事業の成果を、県民の皆様に分かりやすくお知らせしてまいります。

つきましては、森林保全の必要性を改めて認識いただくとともに、私たちの生活にとってかけがえのない森林をより良い姿で次の世代に引き継いでいくため、今後とも「おかやま森づくり県民税」にご理解とご協力をお願いいたします。



県民

超過課税方式(県民税の均等割に加算)

個人：年額500円

法人：均等割額の5%に相当する額
(資本等の規模に応じて1,000円～40,000円)

課税期間：5年間(平成21年度～平成25年度)

おかやま森づくり 県民基金

- ・税収相当額を基金に積み立て
- ・森林保全施策の財源とする場合に限り取り崩し可能

森林保全事業

- ①森林の公益的機能を高める森づくり
- ②担い手の確保と木材の利用促進
- ③森林・林業情報の提供と森づくり活動の推進



よくわかる 農業者年金 No. 7

家族経営協定を結んでいると何かメリットはありますか？

一つの経営で何人でも保険料補助が受けられる！

家族経営協定は、農業経営を経営主だけでなく、配偶者や後継者にとっても魅力的でやり甲斐のあるものにするために、経営方針や役割分担、家族皆が働きやすい就業環境などについて、家族間の話し合いに基づき取り決めるものです。

農業者年金制度では、認定農業者で青色申告をしている方と家族経営協定を結んで経営に参画している配偶者や後継者の方には、農業の担い手として、経営主と同等に月額最高1万円の保険料の国庫補助が受けられます。保険料の国庫補助は一つの経営で何人でも受けられます。国庫補助金とその運用益は、農地等の権利を持たない配偶者の方は、家族経営協定の経営参画条項を変更して農業経営から引退すれば、特例付加年金として受給できます。

農業者年金には、①国民年金の第1号被保険者で、②年間60日以上農業に従事する、③60歳未満の方——ならどなたでも加入できます。

独立行政法人 農業者年金基金

〒105-8010 東京都港区西新橋1-6-21 NBF虎ノ門ビル5F

電話：03(3502)3942 FAX：03(3592)2660 <http://www.nounen.go.jp>

農業者年金の特徴・メリット

- ☐ 農業者の方なら広く加入できる
- ☐ 少子高齢化時代に強い積立方式(確定拠出型)の年金
- ☐ 保険料の額は自由(月額2万～6万7千円)に決められる
- ☐ 終身年金で80歳までの保証付き
- ☐ 保険料の全額社会保険料控除など税制面の優遇措置
- ☐ 認定農業者など意欲ある担い手には保険料の国庫補助あり



お問い合わせは、津山農協の各支店または農業委員会(☎0868-54-2987)へ